

大阪広域水道企業団会計規程の一部を改正する規程のあ
らまし

- 1 大阪広域水道企業団処務規程の一部改正に伴い、規定の整備を行います。
- 2 その他必要な規定の整備を行います。
- 3 この規程は、令和2年4月1日から施行します。